

大阪府空手道連盟・一般社団法人の設立の流れ

設立の流れ

1. 規約委員会の設置 — 設立準備委員会を兼ねる
2. 会議の開催
 1. 規約委員会(設立準備委員会)
 2. 執行部会議
 3. 理事会
 4. 総会(現組織)
 5. 社員総会(一般社団法人) — 設立後
3. 手続き
 1. 定款を作成し、公証人の認証を受ける。
 2. 理事の選任を行う。
 3. 理事が設立手続きの調査を行う。
 4. 法人を代表する人が主たる事務所の所在地を管轄する法務局または地方法務局に設立の登記申請を行う。
4. 手続き期間、及び費用
 1. 2週間—公証人役場、法務局それぞれ1週間(合計2週間程度)
 2. 20万前後